

(3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて、施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急対策

(1) 被害状況に応じて、資料編の相互応援協定一覧に記載の民間企業等の協力により必要度の高いものから応急対策を行う。

(2) 被害状況等によっては、大阪府を通じ、近畿ブロック支援に関する申し合わせに基づく応援及び、日本下水道管路管理業協会からの協定に基づく支援を受ける。

3 広報

(1) 生活水の節水に努めるよう広報する。

(2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に伝達するほか、ホームページに掲載することで幅広い広報に努める。

第5 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

(1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

(2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

(3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

(4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

また被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

また、風水害による二次災害が発生するおそれがある場合は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

(1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

(2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

(3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第7 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、
KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置（株式会社NTTドコモ（関西支社）は除く）

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話を設置する。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。